

第64回  
埼玉県男女共同参画審議会

令和5年8月30日（水）

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

【布柴会長】 それではまず、本日の議事として、次第の4「(1) 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定」について、事務局より資料1から4について説明をお願いいたします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 資料に基づきまして、これから説明させていただきます。まず、資料1「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び基本方針の概要」についてでございます。まず1ページ目を御覧ください。タイトルのすぐ下の枠内にありますとおり、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家族関係破綻などの問題や支援ニーズなど、多様化、複合化、複雑化している状況でございます。コロナ禍によりこうした課題が顕在化するとともに、社会全体で孤独・独立対策といった支援も含め、新たな女性支援対策強化が喫緊の課題となっております。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とした売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」と言った支援も取り入れ、新法において新たな支援の枠組みを構築したものです。

1ページ目の右側を御覧ください。現行法である売春防止法の規定をお示ししておりますが、第1章及び第2章は存続し、第3章は廃止、保護更生に関する第4章が切り離され、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に組み込まれました。

1ページ左側下段を御覧ください。支援の中核となる機関については、従来の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設という3機関がそれぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設と名称を変更し、新たな法律に基づく業務を行うこととされています。なお、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能は、本県の場合、県婦人相談センターが担うこととなります。この3機関を中心として、相談、保護、自立支援などトータルな支援を行っていきますが、トータルかつ切れ目の無い支援を行っていくために3機関の体制整備はもとより、民間団体との協働による支援が重要となります。国の基本方針の概要については3ページ以降でございます。

3ページを御覧ください。基本方針につきましては、新報が令和6年4月1日に施行されることを踏まえ、令和5年3月29日に厚生労働省告示として制定されました。こちらの基本方針につきましては、都道府県基本計画の指針として位置付けられているものでございます。現行法である売春防止法に基づく婦人保護事業ですが、冒頭、部長からの挨拶にもありましたとおり、売春を行うおそれのある女子、いわゆる要保護女子の保護更生が目的となっており、困難な問題に直面している女性の人権の保護、福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。女性の支援ニーズの多様化等に伴い、売春以外の課題を抱えた方や、配偶者暴力の被害者など対象者の拡大してきた一方で、売春防止法そのものの抜本的な制度改正は、なされない状況となっております。

新たな法律では支援対象者が意思を尊重されながら、置かれた状況に応じて、きめ細やかで支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会の実現を目的としています。また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係その他様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは、抱えるおそれのある女性が施策の対象となっています。都道府県計画の策定に当たっては、国の基本方針を踏まえることとなっています。

4 ページをお開きください。国の基本方針における「困難な問題を抱える女性への支援の現状」です。令和2年度の全国の女性自立支援施設（旧婦人保護施設）入所者の状況ですが、夫や親族など暴力の被害者が制度利用者の多数を占める上に、半数近くが精神障害者保健福祉手帳保持者や通院中など何らかの障害や疾病を抱えています。このことからカウンセリング等による精神面の支援をはじめとする心理的・医療的側面の支援が重要となります。

次に、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設の長期入所の利用者は年々減少しています。その背景として困難な問題を抱える女性自身が婦人相談所などの支援を受けようと考えていないこと、支援策の存在を知らない、支援対象者が十分に発見されていない、携帯電話の使用制限など支援を受けることを躊躇させる要因があるなどがあります。この状況について、課題となっている点を検証し、支援体制を作ることが重要となります。

次に、相談支援や居場所の提供を行う民間団体の多くが人材や経済面での脆弱さを抱えています。民間団体の特徴を生かした、行政と民間団体が協働した女性支援を推進していくことが必要となります。

5 ページをお開きください。法の対象者ですが、左側枠内にあるとおり、施策の対象者は「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」とし、DV被害者など従来の婦人保護事業の対象者を含め、包括的に規定されています。

次に右側枠内の基本理念ですが、第1に支援対象者本人の意思に寄り添った支援を行うことが必要であり、途切れても繰り返しながら支えていく姿勢で支援に当たること。第2に、県、市町村、民間団体や専門機関など多数の機関が連携して、包括的かつ切れ目のない支援体制を全国的に整備すること。第3に、女性の人権の擁護とともに男女平等の実現に資することとなっています。

6 及び7 ページをお開きください。国、都道府県及び市町村役割分担です。国は、施策の企画・立案、調査研究、施策の普及・啓発の他、県や市町村の支援などを行います。都道府県は、女性支援事業の中核的な役割を果たし、基本計画の策定を通じ、施策を検討・展開していきます。段階的かつ重層的支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討します。また、市町村支援や施策の取組状況の把握し、必要な取組を促進してまいります。市町村は、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、福祉の実施機関として必

要な支援の包括的な提供や他機関へのつなぎを行います。

基本方針の主な概要としては以上となります。続きまして、本県の計画の検討体制及びスケジュールについて御説明させていただきます。資料 2 を御覧ください。計画案の検討については、知事の諮問により本審議会にて御審議いただきます。庁内の調整については、庁内関係課所で構成される埼玉県男女共同参画推進会議幹事会にて行います。スケジュールでございますが、本日 8 月 30 日第 1 回審議会として素案を検討いただきます。その後、10 月に県民コメントを実施するほか、市町村・民間団体へ意見を徴取します。令和 6 年 1 月には第 2 回審議会として県民コメントなどでの御意見を踏まえ修正した計画案について御審議いただき、知事に答申いただく形となります。以上のスケジュールを経まして今年度末には計画の策定・公表を行う予定となっています。

次に、基本計画の素案について御説明させていただきます、資料 3-1 を御覧ください。

計画の位置付けですが、第 1 に困難女性支援法に基づき策定する困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画となっています。第 2 に埼玉県男女共同参画基本計画の下位計画として位置付けます。第 3 に関係機関や民間団体など相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。次に計画の期間ですが、令和 6 年度から 8 年度の 3 年間で予定しています。計画の目標ですが、新法第 1 条の目的から引用し、「困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現」とさせていただきました。

計画の基本目標ですが、柱として 2 つございます。「基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援」として、早期の発見、相談・保護・被害回復・自立支援などトータルな支援を行うため様々な支援内容を盛り込んでいます。

「基本目標 II 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実」として、県、市町村、関係機関、民間団体による支援ネットワークを構築し、基本理念に沿った切れ目のない関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。素案の概要を御説明させていただく前に、本県の現状や課題について御説明させていただきます。

資料 3-2 計画素案の 9 ページをお開きください。「困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題」です。

既に御説明しましたが困難女性支援法では女性相談支援センター及び女性自立支援施設が支援の中核となる機関を担っており、本県では婦人相談センターがその役割を果たします。その婦人相談センターの利用者の状況です。まず、相談の状況ですが、5 年間の相談件数の推移としては、年間 2500 件前後となっています。昨年度の主訴別相談の受付状況としては、DV に関するものが 66.2%と最も多くなっています。

次に、一時保護の状況です。一時保護は、婦人相談センターへの入所だけでなく、入所者の様々な事情により、必要に応じ民間シェルターなどへの一時保護委託なども活用しているものの全国と同様減少傾向にあります。この傾向は国の基本方針の概要でもお話したとおりのもの

でございます。令和4年度における一時保護人数は49人でその方の同伴児童は48人となり、入所者のうち同伴児童がいる方の割合である同伴率は57%となっています。昨年度の年代別入所者の割合は20代から30代の入所者が多くなっており主訴別では、DVが8割弱となっています。

県男女共同参画推進センターの相談の状況です。男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の推進に資するため、様々な相談に応じています。また、DV防止法に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能も担っており、DV相談にも対応しています。相談件数の推移は1万件弱となっています。昨年度の主訴別相談件数は「こころ」に関するものが2割と最も多くなっています。

埼玉県警察における対応状況です。DV事案取扱いの相談受理件数は増加傾向にあります。また、ストーカー事案取扱いの相談受理件数は、1000件を超えて推移しています。また、性犯罪事案認知件数の推移は、年間400～500件となっています。

性暴力等犯罪被害者専用相談電話アイリスホットラインの対応状況です。相談件数の推移は増加傾向にあり、直近3年の相談件数は1700から1800件前後となっています。

次に予期せぬ妊娠に関する相談 にんしんSOS埼玉の対応状況です。相談件数は2000件を超える状態で推移しています。

民間団体の状況です。県の民間団体には、民間シェルター運営団体やDV被害母子向けの心理教育プログラム実施団体、性犯罪を含む犯罪被害者支援団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援などがあります。このうち県内の民間シェルター運営団体は4団体となっており、シェルターの運営だけでなく相談や行政機関などへの同行支援などを行っています。昨年度民間シェルター運営団体が受け付けた相談対応件数は延べ約600件になっており、内容はDV被害や生活困窮などであり、相談者の年代は20代から50代と幅広くなっていますが、いずれの団体も女性支援を目的としていることから9割超が女性となっています。なお、民間団体の状況については、ヒアリング調査を行いました。

資料4を御覧ください。計画策定に係る民間団体ヒアリング結果です。国の基本方針では基本計画策定前の手続きとしてヒアリングにより把握した実情などを踏まえて基本計画を策定することとなっていることから調査を実施しました。対象団体については、県が業務を委託している女性支援団体7団体です。今年7月に面談により実施しました。

支援対象者の把握方法です。各民間団体が実施している把握方法としては、電話やメールによる相談、福祉事務所など公的機関からの支援要請、出張相談や生理ナプキン配布などによる相談カードの配布からの相談などがあります。

支援事例から見える困難を抱える女性の状況です。若年女性の状況については、自ら支援を求めようとはせず、公的支援につながりにくい傾向がある中、民間団体において、信頼関係を構築しながら支援に尽力している様子がうかがえました

若年女性の状況としては、例えば「アイドルのファン活動のお金をかける一方で、お菓子ばかり食べ食事をとらない」など基本的な生活習慣が身に付いていないという声がありました。また、安心できる居場所が確保できていない、という部分でございます。幼い頃から家庭内で性虐待などがあり、家庭に居場所がないなど、安心できる居場所が確保できていないことがうかがえました。また就労が不安定であり経済困窮している中で、予期せぬ妊娠が判明したことにより更に困窮してしまうケースもうかがえました。

DV被害に起因して複合的な問題という部分ですが、お子さんが登校拒否になったり、そのお子さんから暴力を受けていたりなど、避難してもなお困難を抱えるケースがうかがえました。支援者側から感じた暴力・虐待を受けている女性の特徴や気付くべき点です。支援対象者自ら精神疾患などの疾病や障害を抱えている。あるいは家庭に恵まれず、自己肯定感が低く、自分の意見を言えない、サポートを受けられない。暴力を受けた自覚がなく、相談につながっていない、あるいは人格を否定され続け、助けてもらうことに罪悪感を持つ方がおられるとの声がありました。

経済的自立が困難という部分でございますが、家庭全体では経済的には問題はないが、複雑な家庭により支援対象者個人は生活困窮しているケースもあるという意見がありました。予期せぬ妊娠相談のきっかけとしては、妊娠をきっかけに支援対象者を取り巻く状況が変化し、孤独に悩む状況が図らずも発生してしまうケースも見られました。

次に、支援における現状と課題でございます。

民間団体にヒアリングさせていただき、各民間団体により困難な問題を抱える女性としての支援対象者は様々となっていることから、様々な意見が出されています。

まず、本人の意向を踏まえた中長期的な支援の必要性です。「課題解決には、中長期的な支援が必要である。」「支援者と支援対象者が対等な立場であることが信頼を構築することである」など中長期的な支援を求める声が聞かれました。また、予期せぬ妊娠の対応として特に未成年が妊娠した場合は、複数の法制度が関連するため部署の連携が重要であるとの声が聞かれました。

また、居場所の確保や居場所に関する周知を求める声が聞かれました。

相談支援の充実では、相談窓口の支援内容の格差がある。具体的な支援が見えてこないとの声がありました。一時保護の充実においては、多くの御意見をいただきました。具体的には、退所後のケアの必要性、一時保護の利用のハードルが高い、携帯の使用や通勤・通学の制限があることから婦人相談センターへの入所を希望せず、直接民間団体に問い合わせる例が見られることがうかがえました。一時保護退所後のケアの必要性として、一時保護入所中は食事の提供や安心した生活など手厚いケアがある一方で退所後のケアがないことからその必要性や退所後に訓練する場の必要性を求める声が聞かれました。

その他自立支援の必要性や支援の担い手の確保、支援メニューの必要性など支援の流れの各段

階において様々な御意見をいただきました。ヒアリングの結果につきましては、統計的にまとめることが難しく、いただいた意見のある程度類型化したものを資料としてまとめさせていただいているところです。民間団体のヒアリングにつきましては以上となります。

現状に戻らせていただきます。資料3-2 計画素案15ページを御覧ください。市町村の状況でございます。現在、22市において配偶者暴力相談支援センターが設置され、DV相談を専門的に受け付けていただいております。センターを設置していない市町村においては、市民課などでDV相談を受け付けている状況でございますが、県内市町村のDV相談件数は1万件前後を推移しています。

以上の現状を踏まえ本県の課題を次ページにお示ししています。

本県の課題としては6つ挙げさせていただきました。

まず、第一に本人の意向に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援でございます。困難な問題を抱える女性が抱えている課題は多様化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められています。こうした状況を踏まえて民間団体の支援者からも、民間団体との協働が重要なこと、支援対象者の意向に寄り添いながら各支援ステージにおいて関係機関や団体が切れ目なく折り重なるように支援する必要性が指摘されています。本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関などが連携し、包括的かつ切れ目のない支援が求められております。

第二に、困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援に結び付けることでございます。困難な問題を抱える女性の多くは、精神・身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験などにより自ら助けを求めにくく、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。できる限り早期に発見され、相談支援を行う窓口につなげ必要な支援に結び付けることが求められております。

第三に、一時保護委託の積極的な活用でございます。県婦人相談センターの一時保護件数は減少傾向にあり、これは全国的な傾向にあります。国の調査によりますと、一時保護の同意が得られない理由として仕事や学校を休みたくない、外出が自由にできないなど、入所後もこれまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズがうかがわれると指摘されています。支援対象者の意向に寄り添った支援を進めていくなかで、一時保護に当たっては本人の意向を丁寧に把握して対応するとともに、きめ細かな対応をしていただけるような民間シェルターや社会福祉施設などの一時保護委託の積極的な活用を求められています。

第四に、アフターケアの実施に向けた体制の構築です。県婦人相談センターにおいては、DV被害者の保護が中心になっていることから、秘匿性を確保する必要があり、退所後のアフターケアについては市町村と連携しながら実施しておりますが、十分な状況にございません。法においては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が支援の中核を担うことが求められており、今後、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、退所後のアフターケアを適切に担うことができる体制を構築することが求められます。

第五に、民間団体への運営支援です。生活に困難が生じ緊急に避難する必要が生じた場合、避難先として民間のシェルターは避難者の生活再建などについてきめ細かな支援を実施しており、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、法では都道府県や市町村に対する民間団体との協働が規定されています。他方、国の調査結果によると、民間シェルターの運営に当たる民間団体は財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題を抱えていることが指摘されています。本県においても同様の状況にあり、民間団体への運営支援が求められています。

第六に、市町村の女性相談支援員設置体制の強化です。法において、市町村に対し女性相談支援員配置の努力義務が示されました。多様な支援対象者にとって最も身近な相談先として市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮することとされています。市町村における女性相談支援員の設置促進並びに、県はもとより市町村の女性相談支援員の資質向上が求められています。

以上の現状や課題を踏まえ計画素案を策定いたしました。まずは全体を俯瞰で見ただけのように、資料3-1の2ページ目以降を御覧いただければと思います。計画素案の概要でございます。体系の左側が柱となる基本目標、その横に施策の方向性を位置づけ、各施策の方向性に推進項目を盛り込んでいます。

基本目標Ⅰのうち施策の方向性の「2 アウトリーチなどによる早期の把握」以降は、法の基本方針の項目に沿ったものとなっています。本県の独自の項目として「1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成」を盛り込みました。民間団体へのヒアリングにもいくつか意見がございましたが、支援の前提として法の基本理念にも人権の擁護や男女平等の実現に資することを旨としていることについて全ての県民の認識していただくことが必要となることから、盛り込んだものです。

まず、施策の方向性の女性の人権を尊重する県民意識の醸成につきましては、推進項目といたしまして、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発をはじめ、女性に対する暴力根絶のための意識啓発、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止に関する啓発などを挙げさせていただいております。

続いて「2 アウトリーチなどによる早期の把握」につきましては、相談窓口や活用できる施策に関する広報活動の充実、それからSNS、民間活動と連携した早期の把握などを盛り込んでおります。

次に、「3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供」につきましては、民間団体が実施する居場所の提供の促進、それからグループ相談会や各種講座などの実施により居場所の提供を行うことを盛り込んでおります。

続きまして、「4 相談支援の充実」につきましては、支援の中核となる女性相談支援センター



における相談支援の充実をまず挙げさせていただき、県関係機関、市町村、民間団体における支援というところを盛り込ませていただきました。

続きまして、「5 一時保護の充実」につきましては、多様な支援対象者の一時保護の実施、それから民間シェルターなどが実施する一時保護委託の積極的な活用、児童相談所と連携した同伴児童への支援を盛り込ませていただいております。

続きまして「6 医学的、心理学的な援助による被害回復支援」といたしまして、医療機関などの専門機関との連携支援、それから被害回復を図るための心理的ケアの実施、それから民間団体によるきめ細やかな心のケアの実施を推進項目として挙げさせていただいております。

続きまして、「7 日常生活の回復の支援」につきましては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援、それから民間団体による心のケア、同行支援などを通じた継続的な自立支援を挙げさせていただいております。

「8 同伴児童などへの支援」につきましては、同伴児童に対する心理的ケアの実施、児童相談所と連携した同伴児童への支援、保育・就学・学習支援、市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援、同伴児童などへの支援ということで、「など」は家族に当たりますが、こちらの項目を挙げております。

「9 支援対象者に寄り添った自立支援」につきましては、希望や意向に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定、女性相談支援センターなどによる支援、医療機関等による支援、被害回復のための心理的ケアの実施、民間団体による継続的自立支援、こちらにつきましては、被害回復支援で挙げさせていただきましたものを活用しまして、推進項目として挙げさせていただいております。そのほか、住宅の確保に関する支援、就業に関する支援、生活保護などの経済的な支援を推進項目として挙げさせていただいております。

「10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進」につきましては、女性相談支援センター、女性自立支援施設における退所後支援、それから市町村や関係機関との連携による退所後支援、退所後も連携して対応していただける民間団体による継続的自立支援を挙げております。続きまして、基本目標Ⅱはそれら支援を行うための体制づくりという形になります。「Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実」でございます。「施策の方向性の1 支援の中核機関の機能強化」といたしまして、女性相談支援センター・女性自立支援施設の強化・充実、それから、女性相談支援員の配置促進及び資質向上、横展開としての連携強化を推進項目として挙げさせていただいております。

「2 民間団体との連携・協働の推進」でございます。民間団体の連携強化は元より、民間団体の知見を活用した事業の協働、それから民間団体の人材の育成、支援を推進項目として挙げさせていただいております。

「3 関係機関との連携体制の充実」でございます。県内の関係機関との連携強化、それから十分に御議論いただくための支援調整会議の設置促進、連携強化に向けた研修などの機会の提供

を、推進項目として挙げさせていただいております。

以上が体系と施策の方向性、推進項目となります。

最後となりますが、計画の推進指標を御説明します。4 つ推進指標を挙げさせていただきました。うち2 つは市町村に関するもの、残り2 つは県に関するものとなっています。

1 つ目として、市町村計画の策定を、令和8 年度末までに全市町村というのを挙げさせていただいております。

2 つ目として、女性相談支援員設置市町村数というところになります。現在17 の市に女性相談支援員を設置いただいておりますが、その中でも特に人口10 万人以上の市への設置を目指す形とさせていただき、令和8 年度末までにプラス10、ということで27 に設置を目指すことを挙げさせていただいております。

3 つ目として、県の項目になります。女性相談支援センター及び女性自立支援施設での自立支援講座の実施、4 つ目として女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催について、推進指標として挙げさせていただいております。

こちら4 つを推進指標として素案に盛り込ませいただいた次第です。以上、資料1～4 まで説明をさせていただいたところです。駆け足になりましたが御審議のほどよろしく願いいたします。

**【布柴会長】** 丁寧な御説明をしていただきまして、どうもありがとうございました。審議が開始して約1 時間近く経ちましたので、ここで休憩をしたいと思います。

その後、今の説明を踏まえまして、委員の皆様から意見質問等を出していただく時間を約35 分取っておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。それでは、休憩をとっていただきたいと思っております。

(休憩・再開)

**【布柴会長】** それでは時間になりましたので、ただいまより再開をさせていただきたいと思っております。これから委員の皆様のお意見・御質問を賜りたいと思うんですが、その前に資料4 のところで婦人相談センターより補足説明があるということですので、どうぞよろしく願いいたします。

**【事務局（婦人相談センター）】** 今後の女性支援の中核となるというところで、少し説明をさせていただければと思います。こちらの婦人相談センターでございますけれども、売春防止法に基づいて昭和32 年に設置された施設でございます。現在の建物は昭和61 年に建てられているものでございます。平成14 年にいわゆる配偶者暴力防止法が制定され、当センターは、

さらにDV被害者を保護するという、秘匿施設シェルターの機能を担うことになりました。現在はDV被害者を中心として、相談、一時保護、自立支援を行う施設となっております。

こうした中で、民間団体の皆様には本センターへの多大なる御協力、連携、御理解をいただき、感謝申し上げているところでございます。こうした声の中で、いくつか御説明させていただければと思います。現在センターは、先ほど申し上げましたが、加害者の追求危険性からの安全を確保し、入所者の方に安心して過ごしていただくため、秘匿の施設となっております、入所に関しても大きな課題となっております。

資料4 8 ページのエの一時保護の充実というところでも御意見をいただいているところでございますが、利用のハードルが高い、携帯電話の利用ができると良い、退所後は県外に移転するルールがあるのではといったお声でございますけれども、秘匿施設としての安全を守るため、どうしても学校、勤務先への通勤・通学はできない、携帯電話の利用が自由にできないとありますけれども、入所者の方の安全な携帯電話につきましては、施設退所後の転宅に向けた連絡に利用していたり、タブレットも使って自立に向けての情報収集に対応するなど、少しずつ柔軟な対応を考えているところでございます。また、県外に移転するルールということもございますけれども、こちらは遠方を勧めているということではなく、安全と本人の御希望と生活保護、やはり生活保護を受給して転宅する方というのがほとんどでございますので、そして御本人と十分話し合いをしながら決めているところでございます。あと、いただいた御意見の中で、個室があるとよい、同伴児童の支援の不足(保育士がいないなど)とありますが、現在センターの入所の部屋は一応全て個室でございます。また、入所される方の同伴の方の支援にも力を入れているところでございまして、保育士・教育経験のある方による学習支援、心理職員による子供面接、親子面接等の心理ケアも行っているところでございます。もう一つの課題として、自立支援、アフターケア等でございます。こうした支援はどうしても施設内で動くことが必要となってくる部分が多いため、あまり今まで行ってこなかったところですが、計画や女性支援法にも記載されたこうしたことにつきましては、今後できる部分から進めてまいりたいと思います。

現在入所されていらっしゃる方は、DV被害も困難の一つの要素ではございますけれども、その他いくつもの多様な困難を複合的に抱えている方が大勢いらっしゃいます。今後も、御相談いただいた方にとってどのような支援が一番良いのかを御本人と十分話し合いながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【布柴会長】** 補足の説明をしていただき、どうもありがとうございました。現場の様子がよく分かりました。それでは、今いただきました御説明を元に本日御参加いただいております審議会委員の皆様から御意見、質問等がありましたら出していただきたいと思います。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 本日はこのように重要な基本計画の素案の会議に参加できるということ、私も非常に嬉しく思っております。よろしくお願いいたします。

私は長年高校に勤めておりましたので、この「基本目標Ⅱ 支援体制の充実」の、県内の関係機関との連携強化のところで、やはり教育機関との連携というところはぜひ充実させていけるように、私自身も尽力したいと思っております。

それから、これは質問も中に入っているんですけども、継続的な支援ということで、施策の方向性の8番に「同伴児童などへの支援」というのもございます。児童という言葉は私ども教育の世界では、小学生、小学1年生から6年生のお子さんを児童と呼んでいて、中学生高校生になると生徒、大学生となると学生という言葉になってまいります。私、長年高校に勤めておりましたので、案外高校生くらいのお子さんがなかなか支援を受けにくいといえますか、子供と大人の狭間になってしまっていて、児童相談所に御相談することもあれば、婦人相談センターの方に相談することもございます。近頃18歳が成人年齢になったりしたこともあって、どこに相談したらいいのかなってということが起こります。ぜひ生徒という言葉を使うか使わないか分からないんですけども、継続的な支援ということであれば、少し成長した中学生、高校生ぐらいの子供たちへの支援というものをもう少し本文の中に入れておいていただけるとありがたいかなと思いました。

高校生ぐらいの年齢になりますと、大人と同じ扱いをされることも多いんですけども、中には家族の中で小さなお子さんがいると、みんな家族の目が小さなお子さんの方に向いてしまって、10代の子供たちで傷付いている子供たちもいます。そんなところも思いましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【布柴会長】 佐藤委員どうもありがとうございました。事務局の方から補足等の説明ありましたらちょっと何人かお伺いしてからまとめて答えていただくという形にしてよろしいでしょうか。

佐藤委員の方からは高校生も自分も対象になってこういったサービスを利用できるんだよということが分かりやすい呼び方、児童だと自分が違うかとも思ってしまう子供が多いという、大変重要な御指摘を受けたかなと思います。ありがとうございました。

それでは他にございますでしょうか。石井委員お願いします。

【石井委員】 重要な計画策定に携われることを光栄に思います。この中で、地域特性を考慮しつつ施策をとというくだりがあります。国の方としてみると、都道府県なり市町村が基本計画を作っていただくに当たって地域特性ということにポイントを当てているのかなと、そうすると、今回の埼玉県の基本計画策定について、地域特性はどこに焦点を当てているのか、さ

らに、埼玉県はこうですよということを PR することによってより広報的な価値が高まっていく、それは取りも直さず、先ほど佐藤委員もおっしゃっていましたが、児童・生徒、対象となる女性等々にこういう施設、施策があるんだよということ知らしめるために、埼玉県はこういうことをやっているというメディアにどんどん露出をしてもらおうということが必要なと思います。この地域特性ということについて、どう考慮されたかをお聞きしたい。

あと、アウトリーチにあたって民間団体のヒアリングで非常に重要な論点がいくつかありましたけれども、例えば、夜間に活動できる組織がないんですよということで、夜回り先生みたいなことはできないのか、その辺も一つポイントとして挙げてもいいのかなと。更にいろいろ悩んでおられる方を探し出すという意味では、相談員の数だけではちょっと足りないのかなと、例えば民生委員、民生委員さんも非常に大変なんです、民生委員さんとの連携とか、具体的なものを持ち出されることも一案かなということていくつかポイントを挙げさせていただきました。以上です。

**【布柴会長】** 石井委員、ありがとうございます。大変重要な御指摘を受けたかと思えます。地域特性をもとに埼玉県は施策を展開していくのか、アウトリーチで夜間の活動をどのようにしていくかということ、民生委員の活用、大変重要な御指摘いただいたかと思えます。ありがとうございます。あともう1人伺ってから事務局の方に御回答をお願いしたいと思えます。杉田委員お願いいたします。

**【杉田委員】** はい。ありがとうございます。大変素晴らしい計画に関わらせていただくことに嬉しさと責任を感じております。資料3-1、一番最後のページの下に推進指標とありますが、その中の3点目、女性相談支援センター及び女性自立支援施設での自立支援講座の実施ということ県として実施するということ先ほど御説明いただきました。質問としましては、この自立支援講座というのはどういったものを想定されているかということになります。なぜそこに関心があるか、ということですが、計画の素案を拝見していて、どこにこの講座が位置付くのだろうと考えましたところ、恐らく支援対象者に寄り添った自立支援の中に入るということではなかろうかと存じておりますが、この具体的なところはこれから考えるということかと思いつつも、この講座が一つの目玉となるような気もしましたのでこの内容が非常に重要になるかと思えます。先ほど石井委員からもお話ありましたように、見えにくい困難を抱えている方たちを可視化し支援していくことが大事なことと考えますと、非常にこれから作っていくものの新しいと言いますか、それに対応するものになるんだと思えます。例えば、民間団体へのヒアリングの結果が非常に勉強になったんですけども、語られている中で、地域での生活再建とありますが、再建というよりは元々奪われているというか保証されていない、私などが日常生活で当然必要だろうと思っているようなことを身に付ける機会を奪われてきた、

そういった方たちをどう支援するかということに民間団体の方々がお骨折りなさっているのかなと思ったりしました。一つの団体かもしれませんが、日常生活に必要な習慣を身に付ける機会や日常生活を訓練する施設がないとか、自立訓練ができる場所が必要というのがあります。そういったことに関わるのがこの自立支援講座の中身なのかどうか、というところにも関心がございます。

更に申しますと、基本計画では29から30ページにかけてになると存じますが、就業支援も、県立高等技術専門校も非常に重要だと考えてまして、比較的安い学費で大事なことが学べるというのが本当に大事だと思っているんですが、自分が調査研究で関わっている若い女性のことを考えますと、そういった専門校がもっと増えたりだとか、学費が無償になったりすることが大事だろうという一方で、そこにアクセスするのが難しいといいますか、ニーズがずれるみたいな若い女性もいるのかなとも思ってまして、例えば、私は横浜市男女共同参画センターでされている、若年無業シングル女性支援などに少し関わらせていただいたことがありますが、そのこのガールズ講座というところで行われているのは、体をリラックスするといいますか、声を出してみようみたいな、要は要求を声に出すのがむずかしいというところからですね、まず声を出して自分の思っていることを言ってしまうところから始めて、更に進むといわゆる中間的就労といいますか、施設内のカフェで接客をしてみるみたいなところから始めるというような、雇用の手前ですね、お小遣い程度とはいえ自信を付けていくところから始めてというような就業支援をされています。そのような非常に、これまで見えにくかった方たちに対する支援というのを構築するということが求められているんだろうと思っています。こういったことに関心があるものですから、自立支援講座というのはどういったものになるとお考えなのか、これからなのかもしれないんですけど、お伺いしたい次第です。

あと、住宅支援に関しましても、そもそも県営住宅に入りやすくするというのもあると思うんですが、先ほど佐藤委員からお話があるほどと思ったんですけど、私も大学に勤めていまして、大学生も非常に見えにくい困難を抱えている人がたくさんいて、家で親からの暴力を受けているけれども、大学の近くに実家があるために寮に入らず、でも家にもいられずどこにもいられなくて大学で寝泊まりしているみたいな、命の危機にあるような学生の姿がやっと私にも見えてくるようになって、そのような学生というと安定してるように見えるような、高校生さんもそういうところもあるかもしれないんですけど、かといって児童福祉のところに入らないような若者がかなり困難で、日本社会全体の若者支援というのは非常に欠如しているということが、これは女性に限ることではないんですが、何か県として若者支援みたいところ、住まいの支援、住まいの保障といったことなんかもしながら、また就労に関しましても、働きにくい若者がどう働いていくか、既にされているようなひきこもりの若者支援とかとつながりながら、どんなふうに新しい自立支援を作っていくのかみたいなのところに関心がございます、質問をした次第です。ちょっと長くなってしまい申し訳ありません。

【布柴会長】 はい。ありがとうございました。それでは、たくさん質問と御意見が出ましたのでし事務局の方で答えられるところがございましたら。

【櫻田委員】 すみません。1点だけ御質問させていただきたいんですが、資料4の10ページに、ヒアリングされた際に計画策定に当たっての御意見ということであるんですけども、その中にすごく現場で対応されてる方の、すごく事情が分かった方々の意見なんだろうなと感じたんですが、下から2番目に、計画を審議いただく会議の構成員に現場を良く知る方、DV被害者支援民間団体がいて欲しいという部分がありますので、ここに対してどのように対応されているのか、どのようにお考えなのか御質問させていただきたいと思います。

【布柴会長】 ありがとうございます。ではいただいた順番で御回答ということでよろしいでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 ありがとうございます。まず最初に佐藤委員からお話ありました、児童などへの支援の関係ですけれども、この法律の関係では特に中学生、生徒などの文言はありませんけれども、児童などということ家族も含めて対象としておりますので、表現について計画にどう盛り込むかというところは、今後検討させていただきたいと思います。続いて石井委員からの御質問について、本県の地域特性の考慮の関係ですが、最初に担当から御説明させていただきましたとおり、なかなか困難女性の実態の把握というのは難しいところがございます。民間団体へのヒアリング結果等を見る限りは、国の調査に書かれたものと埼玉県について、若年女性の部分で同様の部分はあるのではと考えております。例えば、若年女性であれば、埼玉県は東京に近いということもあり、渋谷、新宿、池袋といった都内の繁華街に流れているというということもあるかもしれませんし、国の基本方針に記載されている、先ほど資料の1にもございましたけれども、暴力の被害者が制度の利用の多数を占めるとか、婦人保護施設の入所者のうち半数近くが何らかの疾病や障害を抱えているというような共通の部分もございます。この辺りは同じかなと考えておりますけれども、若年女性の部分ですと、問題が顕在化しにくく公的な支援につながりにくいと言われておりますので、その辺については夜間見回りといったお話もありましたけれども、民間団体との協働も生かしてアウトリーチしていくように努めて参りたいと考えております。

【事務局（婦人相談センター）】 女性相談支援センター及び女性自立支援施設での自立支援講座の実施という部分でございます。現在考えているのは、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の方に入所されている方対象というところでございます。自立支援をやってき

ていないわけではないんですけれどもあまりやってきていなかったところ、今後、先ほど杉田委員のお話でもありましたけれども、元々奪われているというところあると思いますので、まず自己肯定の力を高めていただきながら、日常生活に必要な知識、習慣を身に付ける、それからエンパワーメント、そういったところを目標にお仕事の関係、教育の関係、それから金銭管理、そういったようなことをやっていきたいと考えておるところでございます。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 続きまして資料4の10ページ、下から2番目、計画を御審議いただく会議の構成員に現場を良く知る方がいて欲しいという御意見に対してでございますけれども、当初7月に調査を実施した際には、審議会でお諮りしますということをはっきり提示しないでお聞きしたのでこういう意見が出た次第ではあるんですけれども、そもそもとして、DV被害者支援民間団体さんというところは、活動としてはいろいろされてるんですが、一方で団体の名を出して、こういうことを支援しましたと言ってしまうと加害者追及の恐れもあって、団体を明示しながら御意見を聞くというのはなかなか、この団体は良くてあの団体はダメだということもありまして、それゆえに、資料4でもA団体、B団体という形で御意見として承ったという資料を作らせていただいた次第でございます。そして、もう少し資料を取りまとめた後に改めて御監修いただいて、こちらの御意見をいただいた団体さんにも、審議会でお諮りさせていただきますと、しっかりこちらの方は声を届けさせていただきますというところでお伝えしたところ、御了承をいただいているということでございます。以上でございます。

【事務局（県民共生局長）】 一点補足させていただきます。佐藤委員と石井委員からお話がありました件で、佐藤委員から高校生などもサービスの対象となることが分かりやすくするべきではないかという御意見をいただき、石井委員からは、やはり埼玉県はこうですよということを打ち出してPRしてほしいという御意見をいただきまして、どちらもやはり計画を元に相談窓口を作って様々な施策を打っていったとしても、利用する方々に届かなければ意味がないと思っておりますので、様々な手段を通じて広報の方にもしっかりと力を入れまして、今までに潜在的に悩んでいらっしゃるような困難を抱える方々にどうやったら届くのかを工夫しまして、石井委員のお話もありましたが、メディアなんかも使えるものは使わせていただいて、周知を図っていききたいと考えております。力を入れてやっていきますので、ぜひ、応援をしていただければと思うところでございます。

佐藤委員の話の中で同伴児童への支援制度という切り口の話があったと思うんですけれども、実態といたしましては、DV被害者に同伴してくるお子さんということだと、女の子の場合は高校生でも一緒に入所していただけるんですけれども、男子になりますと、高校生ぐらいになると一緒にお入りいただけないという事情も現状ではあるということでございます。そうい



う辺りのケアを含めてですね、トータルで考えていきたいと思います。

【布柴会長】           ありがとうございました。皆様から何か御意見、御質問等ありましたら発言を出していただければと思います。オンラインの皆様にも、御意見がございましたら声を出していただければと思います。いかがでしょうか。櫻田委員、お願いいたします。

【櫻田委員】           先ほど御質問にお答えいただきましてありがとうございました。このヒアリング団体がどう思うかというよりも、この困難を抱えた女性の困難というのがDVである割合が非常に高いところにおいて、その人達を支援する仕組みですとか、体制を検討する上で、要するにDV被害者に詳しい方、知見のある方に見てもらいたいという意見だと思うんですけども、ここにメンバーがいることが望ましいと私は思いますが、もしいかなかったとしてもそういう方々にそういうDV被害者の支援に対して知見のある方の意見を聞くフェーズみたいなものが他に担保する必要があるんじゃないかなと思っているんですけども。それはシェルターを運営されている方々の、このヒアリングをしたことをもって、この計画に反映させるというところで担保していると考えるところでしょうか。

【事務局(人権・男女共同参画課)】           こちらにつきましては、資料2でも示させていただいたとおり、この後県民コメント、それから市町村、民間団体への意見聴取がありますので、そちらで反映させていきたいと考えております。この後、10月にDV対策関係機関連携会議というものがございます。そちらについても御意見を聞く予定でございます。これをもって御審議を諮って策定しようということは、考えてございませんので御安心いただければと思います。

【櫻田委員】           分かりました。ありがとうございました。

【布柴会長】           今、櫻田委員の御質問にも関係するかと思うのですが、国の基本方針のデータによると、女性相談支援員の方は、常勤の方が16.3%しかおらず、残りの83.7%は非常勤の方によって支援が行われてるといったデータがございます。  
やはり法律が実効性のあるものにしていくためには、マンパワーが非常に不可欠であると思っております。しかも、支援相談員の方3年未満の方が都道府県では40.5%もいらっしゃるということで、これはおそらく非常勤で雇止めなんかがあって3年でいっぺん変わってしまわざるを得ないと。この状況は、実は女性の暴力、私は公認心理師、臨床心理士、家族心理士として、多くのDV被害者の方も支援して参りましたがけれども、やはり中長期的にしかも非常に複雑な問題を抱えてらっしゃる方を支援するときに、やはり専門性の高さっていうのがないと、容易に巻き込まれてしまう事例も散見いたしますので、やはりマンパワーをどのように保証してい

るかというのは非常に大きな課題ではないかなと思っております。その辺も、埼玉県では婦人相談員、この常勤のパーセンテージと非常勤のパーセンテージでどのぐらいいるのか、データが分かたらまた教えていただきたいというのと、常勤でできることと非常勤でできることって本当に雲泥の差があるんですね。そういったことも含めて、今後の方針はどうなのかお聞きしたいなと思いました。

すみませんがその前に知久委員からも御発言がございます。

**【知久委員】** 先ほど佐藤委員の御意見を聞いて思ったんですけども、同伴児童とは具体的には18歳以下を指すということなんでしょうか。

**【事務局(人権・男女共同参画課)】** 厳密な定義はこちらにはない形ですが、あくまでも入所者として入ってこられて、合わせて一緒に保護されたというか支援の対象となっている方も含めて、同伴児童と申し上げている形で、更にこちらでも項目は同伴児童などへの支援となっておりますので、児童に限らず御家族の方への支援も対象になっております。恐縮ですけども、同伴児童と言っているのはあくまでも基本方針の項目になぞらえており、基本方針でも同伴児童への支援というところで記載しておりまして、そちらを項目として挙げさせていただいたところですので。以上です。

**【知久委員】** ありがとうございます。

**【事務局(人権・男女共同参画課)】** 非常勤につきましては、市町村で言いますと素案の15ページ、17市に54人が配置されとなっておりますが、こちらにつきましては本県の場合はいずれもすべて非常勤になっております。その理由としましては、常勤・非常勤、いずれも配置が可能ではあるんですが、国庫補助金を措置されるというところが、インセンティブになっているところあるんですが、そちらの対象が会計年度任用職員のみになっておりまして、もちろん常勤もなるべきではあるとは思いますが、そちらを踏まえますと、新しく設置するとなりますと国庫がつきますよという流れで、会計年度任用職員の方が配置される傾向がどうしても高くなる場所です。

なお、都道府県の配置については、厚生労働省が相談員の配置状況についてというところで、ホームページで公開しておりまして、本県の場合につきましても昨年度、前回のものについて掲載しております。今回、最新値は54人になっておりますが、前回の配置状況ですと53人が配置されているところですので。これが正規職員か非正規職員というところで一覧となっております。一応参考情報としてお伝えさせていただきます。

【布柴会長】 ありがとうございます。やっぱり予算が背景にあるということで、なのでやはりこの法律が本当に素晴らしいものに、本当に実効性のあるものとなったら非常に多くの女性が救われるなど思ったんですが、一方でやはり予算が十分に配当されてない、非常に大きな問題があるのかなと改めて思いました。こちらの方は県に言うよりも国に言わなくてはいけないことだと思いますので、できるところで皆さん、是非とも声を出していただければと思います。ありがとうございます。

まだまだたくさんあるのではないかと思いますのですが、これはここで区切らせていただきますが、まだまだ御意見言い尽くされていないと思います。何か御意見、御質問等ございましたら、ぜひとも事務局の方に、直接御連絡をいただければと承っております。そのような形でよろしいでしょうか。

【事務局(人権・男女共同参画課)】 会議が終わりましたが、後でお気付きの点とか御意見をいただくことがあろうかと思えます。こちらの素案に対する御意見というところで、こちらからメールで様式を送らせていただきます。期間が短く大変恐縮でございますが、9月5日までに、御意見がありましたらメールで御返信くださいということで、これから流させていただきますので、よろしくお願いいたします、以上となります。

【布柴会長】 ありがとうございます。まだ御発言いただけていなくて、御意見のある先生方、どうぞ9月5日までに事務局にメールを出していただければと思います。

見させていただくと、令和8年度までに埼玉県の場合は全市町村にも支援基本計画をお願いするということになっており、とても素晴らしいことだと思います。策定をする中で今まで見えなかった女性の実態がそれぞれの市町村から見えてくるかと思えますので、これも素晴らしいと思いますので、ぜひとも令和8年度にすべての市町村に策定されることを強く期待しております。

どうもありがとうございました。それでは今後の進め方ですが、この後県民コメントをいただくことになっております。その計画案文の確認につきましては、本日の皆様の御意見を踏まえ、会長に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思えます。御協力いただきありがとうございます。

それでは続きまして次第の(2)「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について」、事務局より資料5、6について御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局(人権・男女共同参画課)】 資料5、資料6について御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。こちらは令和4年度から令和8年度までの埼玉県男女共同参画基本計画の推進指標の達成に向けた進捗状況を整理した表でございます。

本県では、男女共同参画社会基本法第14条、及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づきまして、本県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、埼玉県男女共同参画基本計画を策定しております。皆様のお手元には、基本計画の概要リーフレットとして配布させていただいております。あわせて御確認いただければと思います。

この基本計画の目標でございますが、男女共同参画社会の実現、人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ、としております。

この計画を推進するための基本的な4つの視点、それから4つの目指す姿を示した上で14の推進指標を設けているところでございます。

それでは、資料5の1ページを御覧ください。こちら青い枠でございますが、目指す姿I「あらゆる分野における男女共同参画」の基本目標1-1「政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大」に関するものでございます。推進指標としましては、No.1から2の2つでございます。

まずNo.1につきましては、「審議会などの委員に占める女性の割合」でございます。右の目標値、実績値の欄を御覧いただきたいのですが、令和4年度の実績値は40.5%でございます、上段のR4年度の目標値40.4%を0.1ポイント上回ることができました。

その下、No.2、委員に占める女性の比率が40から60%の審議会等の割合につきましては、男女の委員の割合の均衡を図る観点から設定する指標でございます、令和4年度の実績値は68.3%。こちら目標を上回ったところでございます。

女性登用が進まない一部の審議会では、その要因といたしまして、法令等で職の指定がなされていたりですとか、技術系などの専門分野で女性の方が少ないこと、その他、団体推薦による場合に役職のある方が推薦される傾向が強いなどの要因がございます。こうしたことから、県としましては女性委員の割合が令和8年の目標値の42%に達しない場合には、法令による職指定があるものを除きまして、委員の充て職を定めている内部規定を見直しをするですとか、団体推薦において役職を問わない委員候補の依頼を行うなどの取組を関係部局に依頼しているところでございます。さらには、庁内の全職員が審議会等への女性の登用促進要綱を定めています。この要綱を遵守するよう高い意識を持つように各部局長に依頼するなど取り組んでいるところでございます。

ここで資料の6を御覧いただけますでしょうか。こちらは埼玉県の審議会等への女性登用状況を令和4年3月31日時点、それから令和5年3月31日時点で比較したものでございます。この表の左側、令和4年3月31日時点では、女性委員が1人もいない審議会が5つございました。No.で申し上げますと、2ページ目の45番46番。3枚目の55番。それから下にいただいて77番、78番。こちらの令和3年度末では、女性委員がいずれもゼロの審議会、5つあったところでございますが、1年経過しました令和4年度末時点で整理いたしますと、No.78、埼玉県

監査委員でございますが、こちらはゼロなんですけれども、この監査委員を残してその他すべての審議会によって、少なくとも1人以上の女性の登用が図られたところでございます。引き続き庁内一丸となりまして、審議会等における女性委員の促進を図って参りたいと存じます。それでは資料の5を御覧ください。2ページ目でございます。基本目標のⅠ-2「家庭と地域活動への男性の参画拡大」でございます。No.3の「男性県職員の育児休業取得率」でございますが、女性に比べると男性の育児休業の取得率は官民ともに低い現状があります。まずは、男性の県職員の育児休業を促進する観点からこの指標を設定しております。令和7年度の目標値、50%に対しまして、令和4年度の実績値は57.3%となっております。県としましては、男性職員が自身の子育てについてイメージする機会を確保すること、それから上司への研修の実施など、引き続き推進に取り組むこととしております。

その下、No.4「地域社会活動に参加している県民の割合」でございます。こちらでは、令和4年度の実績値は35.8%と、当年度の目標値を下回っております。その右、担当課評価の御覧いただきたいんですが、地域社会活動に参加しない理由としましては、仕事や子育て等により忙しく活動する時間がない、また、参加するきっかけが得られないなどがございました。県としましては、職場を通じて地域社会活動に参加することができる取組、それから企業とNPOの連携の促進などを図ることとしております。

No.5「保育所等待機児童数」でございます。こちらは保育所の利用申し込みをした人すべてが利用できるようにすることを目指し、待機児童数ゼロを目標値として設定しております。令和5年4月1日時点では、347人と、残念ながら目標を達成することができませんでした。担当課評価でございますが、この要因としましては県南部を中心に、子育て世帯の流入などによる保育の需要が増加を続けていること。それから、低年齢児の受け入れ枠が不足していることなどが挙げております。引き続き、保育所等の整備促進や保育士の人材育成を図ることとしております。

資料の3ページを御覧ください。こちらは、目指す姿Ⅱ「経済社会における女性活躍の拡大」でございます。

基本目標Ⅱ-1、「働く場における女性活躍の推進」でございますが、No.6としまして、女性の30から39歳、それから40から49歳の就業率を推進指標として掲げております。労働力調査の令和4年平均の推計値を見ますと、30から39歳女性の就業率は76.0%。40から49歳の女性の就業率は79.1%と、共に令和4年度の目標値を上回っております。女性キャリアセンターによる就労支援や、多様な働き方の促進などの取組が女性の再就職や継続的な就労に寄与し、就業率の改善につながったものと考えています。

その下、基本目標Ⅱ-2、「男女ともに働きやすい職場環境づくり」でございます。No.7を御覧ください。多様な働き方実践企業の認定数でございますが、令和4年度の累計認定数は、実績値として3,828社と、当該年度の目標値を上回っております。県としましては引き続き認定企

業数の増加と認定企業の質の向上を目指すこととしております。

4 ページを御覧いただけますでしょうか。目指す姿Ⅲ、「誰もが安全・安心に暮らせる社会」で  
ございます。こちらの基本目標Ⅲ - 1、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」につきましては、  
推進指標を 2 つ設けております。

まず、No. 8 の「配偶者暴力相談支援センター設置市町村数」でございますが、令和 4 年度の実  
績は 22 でございまして、令和 8 年度の目標値 30 を下回っております。市町村には、このセン  
ターの必要性については理解をいただいているものの、その一方で体制面等の調整に時間を要  
している状況もございます。引き続き市町村への情報提供等の働きかけなどの支援に取り組ん  
で参りたいと存じます。

No. 9、「女性の安全・安心ネットワーク参加団体数」につきましては、女性を狙った性犯罪防  
止を目的とする団体であることを踏まえ、この指標を設定しております。令和 4 年度の参加団  
体数は 54 でございます。こちら令和 6 年度の 100 の目標値に至りませんでした。引き続き、防  
犯のまちづくりに関する協定締結事業者への参加の働きかけなどの取組を続けることとしてお  
ります。

5 ページを御覧いただけますでしょうか。

上段の基本目標Ⅲ - 2「生活上の様々な困難へ支援と多様性の尊重」の No. 10「人権啓発事業の  
参加者数」でございますが、令和 4 年度の実績は 44,879 人でございました。オンラインでの開  
催など、啓発手法を工夫するなどにより、より多くの県民の皆様の人権意識の向上を図ってい  
くこととしております。その下、基本目標Ⅲ - 3、「生涯を通じた男女の健康支援」につきまし  
ては、No. 11、「健康寿命」を推進指標として掲げております。この健康寿命とは、65 歳に到達  
した人が健康で自立した生活を送ることができる期間として、県が独自に算出をしているもの  
でございます。県としましては、健康長寿埼玉モデルの普及拡大や健康マイレージ制度などに  
推進しているところでございます。令和 4 年度の実績はまだ算出されておられません。令和 3  
年の実績は、男性が 18.01 年。女性が 20.86 年でございまして、ともに令和 3 年度の目標値を  
達成しております。

続きまして、基本目標Ⅲ - 4、「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」でございますが、  
No. 12 の「自主防災組織の組織率」を推進指標に掲げております。地域の防災力向上に、女性の  
視点は大変重要でございます。自主防災組織の組織率の増加が男女共同参画の視点に立った防  
災対策の推進にも資することから、この指標を設定しております。こちらにつきましても、令  
和 4 年度の実績はまだ出ておりません。令和 3 年度の実績値は 92.2%でございました。令和 3  
年度の目標値は 96%でございまして、実績値が下回った形でございます。組織率の低い町村で  
は、自治会加入率の低下など、コミュニティの希薄化が起きているなどの要因がございます。  
県としましては、市町村が地域防災力の向上に主体的に取り組めるよう、働きかけを続けてい  
くこととしております。

続いて6ページを御覧いただけますでしょうか。目指す姿Ⅳ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う」でございます。

基本目標Ⅳ-1「固定的役割分担意識や偏見の解消」では、No.13といたしまして、「固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合」を推進指標として設けております。令和7年度の目標値70%に対して、最新の実績値は、令和2年度の62.8%となっております。この令和2年度の実績でございますが、当時の県男女共同参画課が実施しました、男女共同参画に関する意識実態調査の結果に基づいております。

その下基本目標Ⅳ-2、「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」では、「新しい人権感覚育成プログラムを活用できる教員を育成した学校の割合」が推進指標でございます。この人権感覚育成プログラムでございますが、人権問題を直感的に感受し受け止めるような感性、人権への配慮が、具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るため学習プログラムとして、県教育委員会が作成したものでございます。令和4年度の実績値は87.4%でございます、目標をわずかに下回っています。今後は、教職員向けの研修会を実施していくなど、児童生徒の豊かな人権感覚の育成に向けて取り組むこととしております。私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【布柴会長】** 御説明いただきましてどうもありがとうございました。

それでは今御説明いただきましたことに関しまして御意見、御質問等がありましたら出していただければと思います。オンラインで御参加の委員の皆様もお声を出していただければと思います。宮田委員、よろしくお願いいたします。

**【宮田委員】** ありがとうございます、4点ほど質問させていただければと思います。まず1点目なんですけれども、男性育休の取得ですが、目標値を既に達成されていて素晴らしいと思いました。取得日数というところも教えていただければと思います。それから2点目、保育人材確保のためのというところでございます。私が住んでいるのは川口市というところで、一駅で東京に行けるということもあって、やはり東京の方が給与が高いからそちらに流れてしまうということがございます。人材確保のためにどのような具体的な取組をされているのかということをお伺いできればと思います。

3点目、多様な働き方実践企業について、どの辺りの市町村に多いのか、また実践されている企業の職種・業界の傾向、こういった業界や職種に多いですか、逆にこういう職種や業界では実践できていない、取組が少ないというところも教えていただければと思います。

最後に4点目、健康寿命ですね、女性の方が高止まりしていると言われておりますが、より一層伸ばしていこうとするためにやはり性差に着目した取組が重要と言われていたかと思っております。男女ともに効果的な取組もあると思うんですけれども、女性ならではの、例えば骨粗鬆症にな

りやすい、そうすると骨折、介護状態に陥りやすいということが分かっているかと思えます。性差に着目して、こういった取組を検討されているかお伺いできましたらと思えます。

【布柴会長】 どうもありがとうございました。今の御質問について事務局にお答えいただけますでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 御質問ありがとうございます。まず男性の育児休業取得率についてでございます。期間はどうかといつも問われるところでございますが、人事課の方で所管していますが、期間では2週間以上1ヶ月以下が一番多く38.2%になっております。ただ、令和4年度において1ヶ月超の育休を取得した男性職員の割合が44.1%になっていまして、昨年度は35.8%でしたので増えているところです。内部で管理職に対する意識改革ですとか、やっぱり取る側の男性も、管理職の意識もどんどん変わっているのかなと思っておりますので、引き続きそういった取組を続けるということで聞いております。

続きまして、保育所の待機児童数の関係でございます。おっしゃる通り保育人材の確保が非常に重要になってるというところで、少子政策課に確認したところ、定着支援ということで、新卒の保育士や短時間勤務を希望する潜在保育士への就職準備金ですとか、あとは潜在保育士に対する復職プログラム、保育士の宿舍の借上げの補助など、資格を持っている人の掘り起こしを図っていると聞いております。

続きまして、健康寿命の関係で、おっしゃる通り性差に着目したというところで、委員のお話にもありました骨粗鬆症のこともあると思えますが、女性ならではの性と生殖に関する部分であるとか、生理のことなどもあると思っております。なお、高齢出産や妊娠中に働く女性への支援において保健所で女性の健康の相談などに対応していると聞いております。具体的にそういった性差についての取組というものが、委員のお話を聞いて重要である思いましたので、担当課に確認してそういう取組を進めていただけるような形で話をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

【事務局（多様な働き方推進課）】 多様な働き方実践企業の認定についてお答え申し上げます。市町村ごとの認定数については把握しておりません、申し訳ありません。ただ、実践企業の認定を各企業に働き掛けるにあたって、本庁である多様な働き方推進課以外に、県内に9つ地域振興センターがございまして、地域振興センターの職員が企業回りをしております。このことを考えますと、県内均一かは分かりませんが広く働き掛けを行っておりますので、例えば県西部に偏っているとといったことはないかと考えております。

続きまして業種ごとの内訳でございますけれども、令和4年度末で3,828社のうち、業種別に多い順を申し上げますと、一番多いのが医療福祉分野でございます、これが43.8%、半数とは



言えませんが約半数近くが医療福祉分野となっております。続いて多いのが建設業、こちらがちょっと下がりました14.7%、3番目が製造業で11%となっております。この認定企業の制度そのものが、平成24年度からスタートしている制度でございまして、最初は女性の活躍を応援するという、そこに力点を置いた制度でございまして、医療福祉分野など女性活躍が多い業界に積極的に与えられてきたという経緯もございましてこういうバランスになっているかなと思います。建設業が2番目に多いのは、認定を受けた優遇措置として、県の建設工事の入札に参加するにあたっての加点制度がございまして、この加点が欲しくて実践企業の認定を受ける建設業の方が多いのかなと考えております、以上です。

**【布柴会長】** 御説明いただきありがとうございます。大変興味深いお話を聞かせていただきました。他にございますでしょうか。

私の方から1点ですが、働く場における女性活躍の推進ということで、女性の就業率が76%と79.1%まで伸びたということですが、これは正規・非正規含めたそうものということでしょうか。もしそうであるならば、この正規と非正規のパーセンテージがもし出ていましたら、御紹介いただければと思います。

**【事務局（人材活躍支援課）】** この数については正規・非正規両方となっております。正規非正規についての埼玉県の割合というのは、その数字を持っておりませんのでこの場でお答えはできません。

**【布柴会長】** データはある？それとも元々取っていない？

**【事務局（人材活躍支援課）】** 県でそれを取っている訳ではないので、国の調査であるかどうかということになるかと思えます。

**【布柴会長】** ありがとうございます。働く女性が増えることはある意味望ましいんですが、非正規が伸びていくと賃金格差それがやがては年金の格差につながって、それが結局高齢者の相対的貧困率がなかなか低くならないということがありますので、もし可能でしたらそういった正規非正規のデータも取れる環境がございましたら、御検討いただけると非常に有益な資料になるのではないかなというふうに思いました。他に今、皆様から何か御意見、御質問ございませんでしょうか。オンラインで御参加の皆様もいかがでしょうか。小林委員、よろしくをお願いします。

**【小林委員】** 埼玉県における審議会への女性登用の状況について御説明いただいたんですけれども、比率が上がってるという結果を見せていただいて理解できました。これは最終的

に全体の合計数のところの比率になってくるかと思うんですけども、最終的に50%以上になるところまで進めていくというか、当面の見通しというか、こちらの方をお聞かせいただければと思います。

【事務局（人権・男女共同参画課）】           ありがとうございます。令和8年度は42%となっておりますが、やはり男女共同参画なのでフィフティ・フィフティというのが目標になってくるのかなと考えています。まだこの数値は目標値とはなっておりませんが、そういうところを目指して頑張っていきたいと思います。

【布柴会長】           どうもありがとうございました。他にコメントある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは予定の時間となりました。本日は本当に盛りだくさんの内容で、資料だけでも大変だったのではないかなと思います。困難女性支援法というのは本当に画期的な法律だと思います。ただ、まだまだちまたでは知られていない法律だと思いますので、是非とも多くの方がこの法律に関心を寄せていただき、法律ができて私達が命を吹き込まないと実効化されていきませんので、皆さんにお話しを伺うとまだまだ課題もたくさんありそうなんですけど、まずは大きな一歩を踏み出した法律にこの審議会を通して関われることを大変光栄に思います。また、本日は貴重な御意見を委員の皆様から賜うことを大変ありがたく思っております。この後また事務局の方で委員の皆様の御意見を徴収されるということですので、それを踏まえて来年に向けて知事への答申に関しまして本会で検討してまいりたいと思います。

以上を持ちまして本日の議事を終了いたします。